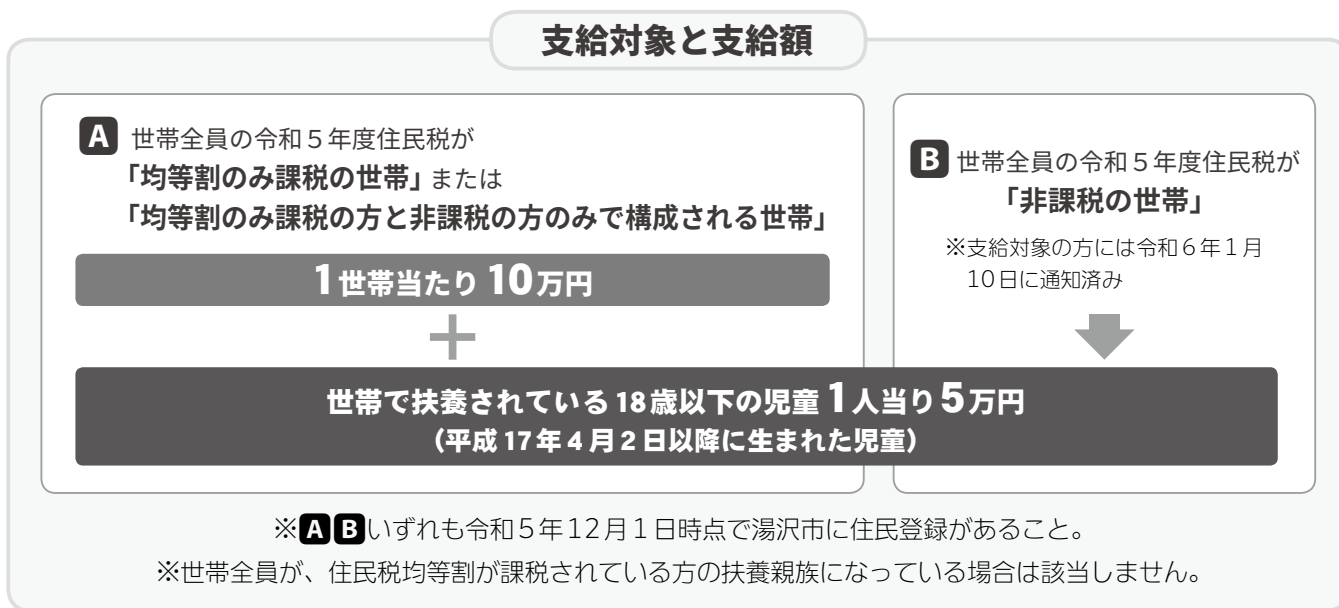




# 物価高騰対応重点支援給付金(10万円/1世帯)および子ども加算(児童1人あたり5万円)を支給します

物価高騰による負担軽減を図るため、令和5年度の住民税均等割のみ課税世帯に対して、1世帯当たり10万円の給付金を支給します。

また、令和5年度の住民税非課税世帯と住民税均等割のみ課税世帯のうち、18歳以下の児童がいる世帯に加算給付として児童1人当たり5万円を支給します。



## ■申請方法

- I 「確認書」が届いた世帯…内容を確認し、申請期限までに「確認書」を返信してください。
- II 「確認書」が届かなかった世帯…支給の条件を満たしているが、「確認書」が届かなかった場合は「申請」が必要です。
  - 例① 令和5年度の住民税所得割が課税されていたが、修正申告により令和5年度の住民税所得割が非課税世帯または住民税均等割のみ課税世帯となった世帯。
  - 例② 令和5年度の住民税均等割が非課税の世帯や住民税均等割のみが課税されている世帯で、令和5年12月1日以降に出生した児童を扶養している世帯。または、別世帯だが扶養している児童がいる世帯。
  - 例③ 令和5年度の住民税申告において、未申告の方がいる世帯。

※支給対象世帯に該当するかは、世帯の状況により判断する必要があります。以下の書類を市役所本庁舎1階物価高騰対応重点支援給付金窓口（以下「給付金窓口」という。）へ申請期限までご提出ください。

- ① 申請書（給付金窓口に備え付けのほか、市ホームページからダウンロードできます。）
- ② 申請者の本人確認書類の写し
- ③ 受取口座を確認できる書類の写し

■申請期限 4月30日(火) (当日消印有効)

■注意事項 ※虚偽による申請は不正行為に該当し、詐欺罪に問われる場合があります。  
※支給対象に該当するものの、ドメスティックバイオレンスなどにより令和5年12月1日以前にお住まいの市区町村へ住民票を移すことができなかった場合、所定の手続きを行うことで給付金を受け取ることができます。詳しくは下記まで問い合わせください。

問 物価高騰対応重点支援給付金窓口(☎79-6911) 受付時間：午前8時30分～午後5時15分(平日)